

令和5年度水域の生活環境動植物登録基準設定検討会（第3回）

議事要旨

1. 日 時 令和5年10月25日（水）13:30～17:50
2. 場 所 WEB会議システムにより開催
3. 出席委員
- |     |       |       |  |
|-----|-------|-------|--|
| 座 長 | 山本 裕史 |       |  |
| 委 員 | 稲生 圭哉 | 今泉 圭隆 |  |
|     | 坂本 正樹 | 菅谷 芳雄 |  |
|     | 須戸 幹  | 富田 恭範 |  |
|     | 永井 孝志 | 矢吹 芳教 |  |
|     | 山岸 隆博 | 與語 靖洋 |  |
|     | 横山 淳史 |       |  |

（敬称略、五十音順）

4. 議 事

- （1）水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準として環境大臣が定める基準値（案）について
- （2）登録基準の設定を不要とする農薬について
- （3）再評価に係る事前相談について
- （4）その他

5. 議事概要

- （1）水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準として環境大臣が定める基準値（案）について

ジンプロピリダズ及びフルペンチオフェノックスについて、基準値の設定に係る検討が、再評価の対象農薬であるイソチアニル、1,3-ジクロロプロペン（D-D）及びフェンメディファムについて、基準値の改正等に係る検討が行われた。

ジンプロピリダズ及びフルペンチオフェノックスについては、事務局が提示した案を一部修正の上、イソチアニルについては、事務局が提示した案のとおり、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会に諮ることが了承された。

1,3-ジクロロプロペン（D-D）及びフェンメディファムについては、継続審議とされた。

- （2）登録基準の設定を不要とする農薬について

トリ（ステアリン酸パルミチン酸）ソルビタンについて、水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定を不要とすることに関する検討が行われ、事務局が提示した案を一部修正の上、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会に諮ることが了承された。

( 3 ) 再評価に係る事前相談について

アシュラム及びヒメキサゾール、ヒメキサゾールカリウム塩について、農薬の再評価に必要な水域の生活環境動植物の毒性試験に関する事前相談への対応案に関する検討が行われ、事務局が提示した回答案を一部修正の上、申請者に回答することについて了承された。

( 4 ) その他

「水域の生活環境動植物に対する慢性影響評価について」及び「雑草茎葉散布の農薬流出補正係数 ( fp ) について」の検討が行われた。

「公表文献の収集、選択等のためのガイドライン」の改正について、「微生物農薬ガイドラインの改正について」及び「天敵農薬分科会の設置について」を事務局から説明した。なお、「微生物農薬ガイドラインの改正について」は、後日、改めて委員に意見を照会することとされた。